



令和3年度

事業継続

申請締切
令和3年9月30日(木)
※消印有効

支援給付金

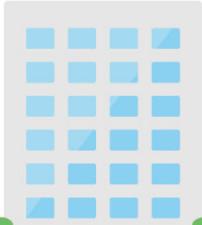
第3期

対象者

売上が20%以上50%未満の範囲内で減少した事業者

法人に

20万円給付



個人事業者に

10万円給付



給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

次の事業者等は本給付金の交付対象外です

- ① 国の月次支援金の対象となる事業者
- ② 鹿児島県事業継続一時支援金給付事業の対象となる事業者（売上が50%以上減少）
※売上が50%以上減少した事業者は、この給付事業に申請することになります。
- ③ 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の対象となる飲食店
※受給の有無に関わらず、時短要請協力金の対象となる飲食店は本給付金の交付対象外です。
- ④ 次に掲げる霧島市事業継続支援給付金の給付を受けた事業者
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期
 - ・令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型

